

平成 31 年 1 月 10 日

加盟店各位

株式会社オーシー

割賦販売法改正に伴う OC 加盟店規約の改定について

平素は、クレジットカードによる取引に関してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 1 日に「割賦販売法の一部を改正する法律」（「改正割賦販売法」）が施行され、クレジットカードを取り扱う加盟店において、カード番号等の適切な管理や不正使用対策を講じることが義務づけられました。また、加盟店と契約をしているカード会社には、悪質加盟店の是正・排除、及び、クレジットカード番号等の適切な管理、不正使用の防止を目的とする加盟店調査、及び、調査結果に基づいた必要な措置を行うこと等が義務づけられました。

このため、この度の法改正により「OC 加盟店規約」を改定致しましたので、ご案内致します。尚、改定後の「OC 加盟店規約」は、「加盟店様へのご案内」に掲載しておりますので、ご確認の程よろしくお願い致します。

また、改正割賦販売法に基づくカード番号等の適切な管理や不正利用対策の具体的な対応事項については、「加盟店様へのご案内」2017.4.12 更新の「割賦販売法改正に伴うセキュリティ対策の取組みについてのお知らせ」にてご案内させて頂いておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

以上